

日銀市第 160 号
2021 年 6 月 25 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行
金 融 市 場 局

円 LIBOR 参照貸出の新規取引の停止等に向けた対応について

先般、「LIBOR の公表停止時期の公表及びシンセティック円 LIBOR 構築に関連する意図表明を受けての今後の対応について」（2021 年 3 月 8 日）におきまして、「円 LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画」で対応の目安として示された、2021 年 6 月末までの円 LIBOR 参照貸出の新規取引の停止等に向けて、引き続き努力することが求められる旨お知らせしたところです。

これを受けて、日本銀行としては、本年 7 月 1 日以降、新規の円 LIBOR 参照貸出は行われないものと想定しています。この点、仮にそうした貸出が行われた場合でも、日本銀行に担保差入することは、極力控えて頂きますと幸いです。こうした取扱いにつき支障が生じる場合には、下記までご照会ください。

なお、現在、日本銀行では、既に担保として差入れられているものを含め、LIBOR の恒久的な公表停止を踏まえた円 LIBOR 参照貸出の日本銀行への担保差入にかかる取扱いについて、検討を進めております。この点につきましても、方針が確定したところで改めてご連絡します。

<本件に関する照会先>

日本銀行 金融市場局

市場企画課 市場整備グループ (03-3277-1246)

市場調節課 オペレーション企画グループ (03-3277-0055)

以 上